

日野市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度第2回
定期監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、別紙の
とおり公表する。

令和7年7月22日

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

監査結果に基づく措置事項（令和6年度財政援助団体監査）

連番	内容	見出し	分類	指摘NO	指摘事項（意見・要望）	所管部署	改善策・講じた措置事項
1	日野市国際交流協会					-	-
2	(1) 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。					-	-
3	総論				監査の結果、概ね適正に整備されていた。	-	-
4	意見（指摘含む）				協会は法人格はなく、任意団体として事業を運営している。このため、定款に代わるものとして、日野市国際交流協会会則を設けている。 法人格がないため、団体名義で契約を行うことはできず、代表者個人の名義で契約を交わすことになる。協会で購入した物品などの資産は、団体名義では所有できず、あくまでも代表者個人の名義で各種財産を所有していることになる。代表者個人に不測の事態が発生した場合には、協会はその財産を自由に使用することができないため、事業運営上その影響は多大となることが予想される。 協会からは法人格取得の申請業務の労力や費用負担また法人格取得後の事務負担、そして規模が小さいことを理由に体制が整い次第、法人格の取得をする予定と説明があった。 安定した事業運営やリスク管理の観点から、法人格取得について、早急に対応されたい。	日野市国際交流協会	当協会は都内の団体の中でも、規模が小さく、職員数や年間予算も国分寺市に次いで二番目に少ない。（別紙1参照） 現在は、日本語学習支援ボランティアの確保、協会運営のための人材育成や外国人の生活相談に対応できる体制を作ることが必要となっている。 法人格の取得は時期尚早と考えるが、指摘の内容に鑑み、市からどのような活動が期待されているのか検証するとともに、まずは、5月24日に開催される理事会の検討課題として取り上げていく。
5	(2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。					-	-
6	指摘				<決算書類のうち、作成すべき書類が未作成のもの> 1 日野市国際交流協会会計規程第26条では決算書類として事業報告書、収支決算書、財産目録を作成することになっているが、財産目録が未作成であった。	日野市国際交流協会	今後、財産目録も含めて決算書類を作成する。
7	(3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。					-	-
8	意見（指摘含む）				<決算報告書の通常の事業の収支と一緒に、周年記念事業に係る収入及び支出が報告されていたもの> 決算諸表（貸借対照表及び事業決算書）は、当該年度における団体の事業成績及び財政状況を明らかにするもので、適正な会計処理に基づいた適正な数値によるべきものである。 日野市からの補助金のうち周年記念事業費として、毎年10万円を積立て、10年ごとに100万円の積立金を基に周年記念事業を実施している。令和5年度の協会決算書では、積立金収入が1,000,000円、30周年記念事業費993,484円、通常の事業共通経費から、周年記念グッズ243,760円として計上され、歳入においても、通常の事業参加費及び雑入に、周年記念事業に係る収入があった。 10年毎の事業であること、使用財源が積立金からの取り崩し、周年行事に係る売払い収入もあるため、経常経費の取扱いではなく、特別会計として決算報告をすることについて検討されたい。	日野市国際交流協会	40周年事業費より特別会計として対応する。

連番	件名	見出し	分類	指摘NO	指摘事項（意見・要望）	所管部署	改善策・講じた措置事項
9				(4)	■産台帳等の整備はきちんとされているか。	-	-
10				(5)	■補助金等は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。	-	-
11				(6)	■補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。	-	-
12				(7)	■補助金等に係る会計経理、管理運用及び財産の管理、事務の執行は、適正に行われているか。	-	-
13				(8)	その他	-	-
14				総論	現金、通帳、金融機関届出印の保管状況について、監査した結果、次の点が見られた。	-	-
15			意見 (指摘含む)	1	<現金、通帳、印鑑の保管管理が適正にされていない> 現金と通帳を据え付け金庫において保管している。据え付け金庫はダイヤルと鍵により施錠され、ダイヤルは常に開錠できる箇所を設定されており、また、金庫の鍵は誰でも開けられるキャビネットに保管されている。 また、通帳の届出印についても誰でも開けられるキャビネットに保管され、結果として事務員全員が金庫の現金に触れることができ、通帳を持ち出して引き出しできる状況になっていた。 不正（横領）の観点から、金庫の鍵と届出印については鍵のかかる場所で特定の人物に限定して管理し、金庫のダイヤルについても適切に利用されたい。	日野市国際交流協会	金庫の鍵と届出印については、鍵のかかるロッカーに保管し、事務局長が管理する対応に改めた。
16				平和と人権課		-	-
17				(1)	■日野市国際交流協会に対する補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。	-	-
18				(2)	■補助金等交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。	-	-
19			意見 (指摘含む)	1	<給与改定（人件費の増額）に伴う補正予算対応> 協会の職員は、日野市役所を定年退職した常勤職員が1名、その他の臨時職員3名が従事し、給与及び賞金は、日野市役所の任期付再任用職員及び会計年度任用職員給与に準じて支給している。 日野市国際交流協会補助金交付要綱第6条に、「補助金の交付額は、予算の範囲内とする。」とあり、令和5年度の補助金は、同年5月末の協会への支払いで完了しているものと理解していた。しかし、市職員の給与改定差額支給と併せて、3月議会で47,000円の増額補正を行い、協会へ追加補助金交付をしていた。 協会の令和5年度決算の貸借対照表を見ると、前期繰越正味財産（令和4年度からの繰越金）が3,483,527円。正味財産合計（令和6年度への繰越金）が3,369,038円あり、補助金の追加交付の必要はなく、協会が十分に負担できる額であった。 説明聴取にて、協会職員への人件費について、補正予算を組んでまで、市が追加交付しなければならない理由について、根拠規定等を示した説明を求めたところ明確な説明はなかった。 については、協会のみならず、いわゆる市外郭団体職員の人件費に対して、市から補助金を支出しているものは、明確な規定の制定をされたい。	平和と人権課	市を定年退職した事務局長については、「日野市退職職員の外郭団体への再就職に関する取り扱い要領」（別紙2）を基準に採用され、給与は、「外郭団体に再就職した市退職職員の人事及び給与に関する基準」（別紙3）により支給されている。今回の補正対応については、職員課から平和と人権課長あての令和7年1月10日付事務連絡文書「令和6年給与改定に伴う外郭団体再就職職員の人件費について」により、国際交流協会に補正の可否を確認したところ追加の補助金申請があったため対応した。国際交流協会側は、「外郭団体に再就職した市退職職員の人事及び給与に関する基準」（別紙4）の第5条（職員給与）を根拠に補助金の総額申請を行っているものであり、今後もこの取り扱いと同様に国際交流協会側から補助金増額申請があった際は対応すべきと考えている。

連番	提出	見出し	分類	指摘NO	指摘事項（意見・要望）	所管部署	改善策・講じた措置事項
20					（3）補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。	-	
21					総括意見・要望	-	
22		意見 （指 摘含 む）			協会の運営は、市補助金及び受託料、つまり、公費からの支出により成り立っている。最小の経費で最大の効果。適正な使途。使途の透明性の確保が協会側に求められることのみならず、市民からの税金により運営されていることを常に念頭に置き、運営をされたい。また、協会は、公益性の高い事業を実施しているが故に、協会運営費の大部分を占める補助金が市から交付されている。また、団体としての認知度や事業活動も広く市民に認知されていることを考えると、団体として、契約行為や財産の管理が行えるよう、法人格の取得をされたい。	日野市国際交流協会	当協会は都内の団体の中でも、規模が小さく、職員数や年間予算も国分寺市に次いで二番目に少ない。（別紙1参照） 現在は、日本語学習支援ボランティアの確保、協会運営のための人材育成や外国人の生活相談に対応できる体制を作ることが必要となっている。 法人格の取得は時期尚早と考えるが、指摘の内容に鑑み、市からどのような活動が期待されているのか検証するとともに、まずは、5月24日に開催される理事会の検討課題として取り上げていく。
23		意見 （指 摘含 む）			一方、市は、補助金、委託料の費用対効果を含めて適正な額であるか検討・検証を随時行うと共に、協会の法人格取得について、必要な支援をされたい。	平和と人権課	法人格取得に向けた情報提供を随時行っています。
24		意見 （指 摘含 む）			市は現在、財政非常事態宣言中であり、最小の経費で最大の効果が得られるよう補助金及び委託業務の見直しを行われたい。	平和と人権課	法人格取得に向けた支援に加えて、昨今の外国人雇用の拡大等、協会へのニーズが今後高まっていくことが予想されることから国や都から補助金情報など、協会の事業にプラスになるような事柄について速やかに情報提供していきます。
25		意見 （指 摘含 む）			また、協会に対しては、運営費等の大半が市からの収入、すなわち税金であることを踏まえ、効率的な事務を行うよう要望する	日野市国際交流協会	事業の強み弱みを見極めることで、効率的な事業の展開を目指しています。

東京都の国際交流団体（令和 6 年度）

区市名	役員（人）	職員（人）	会員数（人）	年間予算（千円）
中央区	18	7	587	125,269
港区	13	7	247	66,626
目黒区	12	8	526	59,784
大田区	10	10	357	116,781
中野区	12	6	787	74,186
杉並区	17	8	1,362	74,587
荒川区	14	7	550	不明
八王子市	13	6	622	15,682
武蔵野市	11	7	597	78,782
三鷹市	16	5	551	70,236
小平市	14	4	464	22,300
国分寺市	16	3	301	13,903
多摩市	15	6	296	16,749
日野市	5	4	329	14,609

※赤字は法人格を有しない団体

※このほかに、新宿区、世田谷区、板橋区、調布市、町田市が、財団組織の事業として国際交流組織を運営している。

また、東村山市、狛江市は市の組織内に国際交流担当がある。

日野市退職職員の外郭団体への再就職に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、日野市退職職員（以下「市退職職員」という。）が、市の事務事業と関連を有する業務を行っている外郭団体（以下「外郭団体」という。）の役員又は職員に採用される場合の取扱いについて定めることにより、市退職職員の再就職の透明性と信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 外郭団体 市の事務事業と密接な関連を有し、かつ市が特に援助し、又は配慮することを要する団体として別表第1に規定する団体とする。
- (2) 市退職職員 定年等により年度末までに市を退職することが予定されている課長級以上の職員、又は既に市を退職し、退職時に課長級以上であった者をいう。

(推薦依頼)

第3条 外郭団体は、市退職職員の採用を希望する時は、市との事前協議を経た後に、推薦依頼書（第1号様式）を総務部職員課に提出するものとする。

(推薦)

第4条 市は、前条の推薦依頼に基づき、市退職職員の知識・経験等が当該団体等の業務運営に資するものと認める場合は、推薦書（第2号様式）により適任者を推薦するものとする。

(採用)

第5条 前2条により市退職職員を採用することとなった外郭団体は、この要領及び外郭団体に再就職した市退職職員の人事及び給与の基準の内容を確認の上、採用届出書（第3号様式）を総務部職員課へ提出するものとする。

2 外郭団体が行う市退職職員の採用手続きは、当該団体が定めるところによる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、市退職職員の再就職について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成28年11月25日から施行する。

別表第1

団 体 名
社会福祉法人日野市社会福祉協議会
公益社団法人日野市シルバー人材センター
日野市商工会
公益財団法人日野市環境緑化協会
特定非営利活動法人日野市観光協会
一般社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター
日野市国際交流協会
株式会社日野市企業公社

第1号様式（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

日野市長

所在地
団体の名称
代表者名

印

推薦依頼書

「日野市退職職員の外郭団体への再就職に関する取扱要領」及び「外郭団体に再就職した市退職職員の人事及び給与の基準」の内容を確認のうえ、市退職職員の推薦を依頼いたします。

【推薦依頼内容】

雇用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
職務・役職名	
職務内容	
求める知識・経験等	
勤務地住所	
勤務形態	☐ 週5日： 時 分～ 時 分 ☐ 週4日： 時 分～ 時 分 ☐ その他 週 日： 時 分～ 時 分

第2号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

日野市長

推薦書

平成 年 月 日付 第 号にて依頼のありました件については、
下記のとおり推薦いたします。

記

1. 市退職職員

氏 名

退職時職名

2. 添付書類

（略歴等）

第3号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

日野市長

所 在 地
団体の名称
代表者名

印

採用届出書

「日野市市退職職員の外郭団体への再就職に関する取扱要領」及び「外郭団体に再就職した市退職職員の人事及び給与の基準」の内容を確認のうえ、次のとおり市退職職員の採用を決定しましたので、届出いたします。

市退職職員 氏 名	
雇 用 期 間	平成 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
職務・役職名	
職 務 内 容	
求める知識・ 経 験 等	
勤務地住所	
勤 務 形 態	☐ 週5日： 時 分～ 時 分 ☐ 週4日： 時 分～ 時 分 ☐ その他 週 日： 時 分～ 時 分

外郭団体に再就職した市退職職員の人事及び給与に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、日野市退職職員の外郭団体への再就職に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、市の事務事業と関連する業務を行っている外郭団体の役員又は職員に採用された市退職者（以下「再就職者」という。）の人事及び給与の適性化を図り、もって市退職職員の再就職の透明性と信頼性を確保することを目的とする。

(要請事項)

第2条 市は、外郭団体に対して、その自主的・自律的な経営を尊重しつつ、再就職者が年齢 65 歳に達した日の属する年度の末日までの間、この基準を踏まえた対応についての理解と協力を求めるものとする。

(任期及び定年)

第3条 市は、再就職者が年齢 65 歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職することのないよう当該外郭団体に要請するものとする。ただし、適当な後任者がなく、かつ市退職職員に適任者がいない場合は、この限りではない。

2 再就職者については、年齢 65 歳に達した日の属する年度の末日までの間、日野市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和 60 年規則第 5 号）第 3 条第 1 項但し書きの規定により再任用を行うことがあり得るものであること。

(役員報酬)

第4条 役員報酬の支給方法については、外郭団体が定めるところによる。

(職員給与)

第5条 市は、外郭団体が、再就職者に対して職員給与を支給する場合の、金額、種類及び支給方法は、市の再任用職員に準じて行うよう当該団体に要請するものとする。

(退職手当不支給の要請)

第6条 市は外郭団体に対し、再就職者に退職手当を支給しないよう要請するものとする。

(その他)

第7条 市は、外郭団体に対し、この基準に定めのない事項について、市の関係条例、規則等の定めに基づいて措置するよう要請するものとする。

2 この基準の解釈又は運用に疑義が生じた場合は、市が外郭団体の代表者等と協議するものとする。

付 則

この基準は、平成 28 年 11 月 25 日から施行する。

別紙 4

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 10 日

所属長 様

職員課長 小松 利夫
(公 印 省 略)

令和 6 年給与改定に伴う外郭団体再就職職員の人件費について(通知)

日総職第 834 号にて通知しました令和 6 年給与改定に伴い、外郭団体に再就職した市退職職員(以下「再就職職員」という。)の給与も増額となります。

このことについて、再就職職員の人件費資料を送付いたしますので、貴課で支出している補助金に影響がある場合、令和 7 年度及び令和 6 年度予算への反映をお願いいたします。

記

1. 対象となる外郭団体

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①日野市社会福祉協議会 | ②日野市シルバー人材センター |
| ③日野市環境緑化協会 | ④日野市観光協会、 |
| ⑤日野市国際交流協会 | ⑥日野市勤労者福祉サービスセンター |

2. 今回の改定内容

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| ①給料月額の改定 | [令和 6 年 4 月に遡って適用] |
| ②期末勤勉手当支給月数の改定 | [令和 6 年 12 月支給期分に実施] |
| 0.10 月引上げ(年間支給月数 2.45 月⇒2.55 月) | |

3. 送付物

- ① R7・R6 算出資料
- ② (参考)令和 6 年給与改定 通知文

4. 問合せ先

職員課 山崎 内線 4621